

日本生命病院面会規程

本規程は、入院患者（以下「患者」という）の療養生活の質の向上及び尊厳の保持、円滑な退院支援を図るため患者に対する家族等による面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

1. 基本方針

当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を制限しないことを基本とする。

2. 面会時間・対面時間

面会時間は原則として以下の通りとする。対面時間は1回30分程度を目安とする。

① 一般病棟（7階病棟から14階病棟）

平日：14時～20時　土曜・日曜・祝日：11時～20時

② 集中治療室

全日：14時～20時

ただし、診療や看護ケア及び患者の状態等により面会時間を調整する場合がある。

また、主治医または病院が必要と判断した場合は、上記面会時間以外や対面時間の調整を行うことがある。

3. 面会人数及び回数

面会人数及び回数は次の条件とする。ただし、主治医または病棟スタッフが必要と判断した場合はこの限りではない。

① 面会人数は、1患者につき1回3人までを目安とし、大人数での面会は控える。

② 面会回数は、面会者1名につき原則1日1回までとする。

4. 面会者

① 面会者は、原則として患者家族またはキーパーソン及び患者が面会を許可した者とする。

5. 面会を控えていただく場合

次のいずれかに該当する場合は、面会を控えるものとする。

① 面会者が感染症に罹患している場合。

② 面会者が感染症の罹患が疑われる場合。ただし特別な場合を除く。

▶ 感染症の罹患が疑われる場合とは

・面会者に発熱（37.5℃以上）、咳、嘔吐、下痢、皮疹、目の充血等の症状がある場合。

▶ 特別な場合とは

・手術や化学療法など侵襲的な医療行為を行う前に家族等に説明が必要な場合。

・患者の死期が近い、気管挿管前など意思疎通が困難となることが予想される場合。

・認知症や精神的支援のため家族等の協力が必要な場合 等

これらの場合は、必ずサージカルマスク（不織布性マスク）を着用し短時間の面会とする。

③ その他、病院職員が面会を控える必要があると判断した場合。

6. 面会場所

面会場所は、原則各病棟のデイコーナーとする。なお個室に入院している患者は病室内とする。

7. 面会の手順

面会は次の手順にて行うものとする。

- ① 面会者は1階保安受付にて面会カードに必要事項を記入し提出する。
- ② 保安員はセキュリティーカード付帯の面会証を面会者に渡す。
- ③ 面会者は面会証は首から下げて面会する。
- ④ 面会終了後、面会者は面会証を1階保安受付に返却する。

8. 面会時の感染対策

面会者は次の感染対策を遵守するものとする。

- ① 面会前後に手指衛生を実施すること。
- ② マスクを適切に着用すること。

9. 面会中の禁止事項

面会中は次の行為を禁止する。

- ① 病棟内での飲食や生花の持ち込み
- ② 大声での会話や他患者の迷惑となる行為
- ③ 無断での病室移動や他患者病床への立ち入り
- ④ 他患者や病院職員等への無断の写真撮影、音声の録音や動画撮影およびSNS等への投稿
- ⑤ 医療機器への接触や操作
- ⑥ 病院職員の指示に従わない行為

10. 面会制限

次の場合には面会を制限することがある。なお、面会制限は必要最小限に努める。

- ① 患者の感染症、手術前後、症状または病状等により、医療上面会が適当でないと判断した場合。
- ② 災害や緊急事態が発生した場合

11. 感染症流行時等の対応

院内または地域において感染症の流行が認められた場合等は、患者の安全確保及び院内感染防止の観点から、次の措置を講じることがある。

- ① 面会人数の制限
- ② 面会時間の制限
- ③ 面会場所の制限
- ④ 面会の一時的停止

これらの措置は、感染状況を踏まえ病院の判断により決定する。

12. 周知

本規程の内容は、院内掲示や病院ホームページ等を通じて患者及び家族等に周知する。

13. 規程の制定、見直し

本規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

また、本規程の制定や改訂は、関係部署の意見を踏まえ、たうえで病院運営会議の承認を得て決定する。

本規程は、2026年6月1日より施行する